

経営者にも退職金を。ゆとりある老後を支える、安心の共済です。

小規模企業共済制度

経営者のみなさん、
退職への備えは
万全ですか？

廃業時・退職時に、
共済金を受け取り

節税にもなる

無理のない掛金

事業資金の貸付け
災害時もサポート

もっとサポート



独立行政法人

中小企業基盤整備機構

個人事業主・会社役員のみなさん!

小規模企業共済制度

退職後のゆとりある「生活」を応援します。

小規模企業共済制度とは、小規模企業の個人事業主または会社等の役員の方が事業をやめられたり退職された場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済制度で、いわば経営者の退職金制度といえるものです。

廃業時・退職時に、共済金を受け取れます。
受け取りは、一括・分割・併用のいずれかを選べます。

共済金は税法上「**退職所得扱い**」または「**公的年金等の雑所得扱い**」となります。

掛金は毎月**1,000～70,000円**。
全額所得控除になります。

事業資金等の貸付制度が利用できます。(担保・保証人は不要)
地震、台風、火災等の**災害時**にも、**貸付**を受けられます。



中小企業施策
イメージキャラクター
南條有香

安心の実績

- ① 現在124万の方が加入しています。(平成20年3月末現在)
- ② 昭和40年に発足した40年の実績ある制度です。
- ③ 法律(小規模企業共済法)に基づく制度で、独立行政法人 中小企業基盤整備機構(国が全額出資)が運営しています。

加入できる方

- 常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業では5人以下)の個人事業主及び会社の役員
- 事業に従事する組員が20人以下の企業組合の役員
- 常時使用する従業員が20人以下の協業組合の役員
- 常時使用する従業員が20人以下であって、農業の経営を主として行っている農事組合法人の役員
- 常時使用する従業員が5人以下の弁護士法人、税理士法人等の士業法人の社員

毎月の掛金

- 掛金月額が1,000円～70,000円の範囲内(500円刻み)で自由に選べます。
○半年払や年払もできます。○掛金月額は増額・減額ができます。(なお、減額には一定の要件が必要です) ○掛金は加入された方ご自身の預金口座からの振替となります。
- 掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。1年以内の前納掛金も同様です。
- お預かりする掛金は、将来お受け取りいただく共済金等の原資に全額充当されます。制度運営経費は、国により賄われています。
- 掛金の全額所得控除による節税額一覧表

課税される 所得金額	加入前の税額		加入後の節税額			
	所得税	住民税	掛金月額 1万円	掛金月額 3万円	掛金月額 5万円	掛金月額 7万円
200万円	102,500円	204,000円	20,500円	56,500円	92,500円	128,500円
400万円	372,500円	404,000円	36,000円	108,000円	180,000円	238,000円
600万円	772,500円	604,000円	36,000円	108,000円	180,000円	252,000円
800万円	1,204,000円	804,000円	39,600円	118,800円	198,000円	277,200円
1,000万円	1,764,000円	1,004,000円	51,600円	154,800円	258,000円	361,200円

■ 所得税の確定申告書(B様式の例) 掛金金額36万円(3万円×12)

所得から差引 医療費控除 ①
社会保険料控除 ②
小規模企業共済等掛金控除 ③ **360000**
生命保険料控除 ④
地震保険料控除 ⑤

課税所得金額 400万円であれば **108,000円**の節税!

※1.「課税される所得金額」とは、その年分の総所得金額から、基礎控除、扶養控除、社会保険料控除等を控除した後の額で、課税の対象となる額をいいます。※2.税額は、平成20年1月1日現在(平成18年度税制改正適用)の税率に基づいています。※3.節税額の計算については、当機構のホームページの加入シミュレーションをご活用ください。(http://www.smrj.go.jp/skyosai/simulation/index.html)

共済金の受取

このような場合に共済金等が受け取れます。

■ 掛金月額10,000円の場合 例えば、掛金月額を70,000円として試算するときは、下表の金額を7倍してください。

掛金納付年数	掛金合計額	共済事由等			準共済金	解約手当金
		共済金A	共済金B	任意解約		
5年	600,000円	621,400円	614,600円	600,000円	掛金納付月数に応じて、掛金合計額の80%~120%相当額がお受け取りいただけます。掛金納付月数が240か月(20年)未満での受取額は、掛金合計額を下回ります。	
10年	1,200,000円	1,290,600円	1,260,800円	1,200,000円		
15年	1,800,000円	2,011,000円	1,940,400円	1,800,000円		
20年	2,400,000円	2,786,400円	2,658,800円	2,419,500円		
30年	3,600,000円	4,348,000円	4,211,800円	3,832,740円		

※共済金等の額は、経済情勢等が大きく変化したときには、変更されることもあります。詳しくは裏面「7」をご覧ください。
 ※A・B・準共済金の額は源泉徴収前の共済金等の額です。したがって、掛金月額及び契約期間によっては、手取額が掛金合計額を下回る場合があります。

- 共済金は退職所得扱い(一括受取り)または公的年金等の雑所得扱い(分割受取り)。
 退職所得及び雑所得の場合は機構にて源泉徴収します。
- 共済金・解約手当金の受給権は、差押禁止債権として保護されています。国税滞納処分等により差押えられる場合を除きます。

共済金の受取方法は「一括」、「分割(10年・15年)」または「一括と分割の併用」のいずれかを選択できます。

■ 分割共済金の額 ※分割共済金の額については、源泉徴収前の金額を掲載しています。

共済金の額 (分割対象額)	10年分割		15年分割	
	3か月ごとに	受取総額	3か月ごとに	受取総額
3,000,000円	78,900円	3,156,000円	54,000円	3,240,000円
5,000,000円	131,500円	5,260,000円	90,000円	5,400,000円
10,000,000円	263,000円	10,520,000円	180,000円	10,800,000円

■ 分割共済金を使用したライフプランの例 ~「ゆとりある老後生活」を目指して~

【設例】掛金月額3万円で加入し、6年目から掛金月額を5万円に増額して、合計20年間の掛金を納付した場合

掛金納付合計額 1,080万円

国民年金の受取額
(平成19年度の額:保険料納付期間が40年ある方)
夫婦2人で月額換算 132,016円
(老齢基礎年金66,008円/人)

+

10年分割の共済金A受取額
(受取総額1,302万円)
月額換算 108,541円
(支給は3か月ごとに325,625円)

=

分割共済金を生活資金の上積み分としてみると
月額 240,557円

生活資金の確保にお役に立ちます!

【ご参考】ゆとりある老後の生活資金(月額)について(平成19年度「生活保障に関する調査」より:(財)生命保険文化センター)
 最低日常生活費232,000円 + 趣味や教養などのための上乗せ額151,000円 = ゆとりある老後生活資金(夫婦2人分) 月額 383,000円

実質返戻率は172%! = 共済金A受取総額(10年分割の場合)1,302万円 ÷ 実質負担掛金額756万円 × 100
 (実質負担掛金額 = 掛金合計額1,080万円 - 節税総額324万円 ※毎年の「課税される所得金額」は400万円として設定しています。)

事業資金貸付制度

加入者(一定の資格者)の方は、納付した掛金合計額の範囲内で、次のような事業資金等の貸付け(担保・保証人不要)が受けられます。

- 一般貸付け ■ 傷病災害時貸付け ■ 創業転業時貸付け ■ 新規事業展開等貸付け
- 福祉対応貸付け ■ 緊急経営安定貸付け

■ ご加入いただく前にお読みいただきたいこと

1. 「予定利率」及び給付水準の体系

- ①本制度は、お預かりした掛金を原資に一定の運用収入を見込んで共済金や解約手当金の額を設定しており、この運用収入の見込みを算出する際の利回りを「予定利率」といいます。
- ②本制度の「予定利率」は、1.0%となっています。
- ③共済金、準共済金及び解約手当金の給付水準の体系は、相互扶助の精神に基づき、事業をやめたとき等にお受け取りいただく共済金の額を高め、任意性の高い解約手当金等の額を低めに設定しています。

2. 共済金A・B

- ①共済事由が生じた時点で、掛金納付月数が6か月以上の場合にお受け取りいただけます。(6か月未満は、掛け捨てとなります。)
- ②共済事由が生じた時点で、掛金納付月数が36か月未満の場合は、掛金合計額となります。
- ③共済金Aの額は、概ね25年目までに共済事由が生じた場合は、掛金を約1.5%の率で複利運用した元利合計額となり、概ね25年目以降35年目までの間に共済事由が生じた場合は1.5%から1.0%に向けて段階的に低下し、35年目以降共済事由が生じた場合は、概ね1.0%に見合ったものとなります。
- ④共済金Bの額は、掛金を「予定利率」と概ね同率の1.0%の率で複利運用した元利合計額に見合ったものとなります。

3. 準共済金

- ①共済事由が生じた時点で、掛金納付月数が12か月以上の場合にお受け取りいただけます。(12か月未満は、掛け捨てとなります。)
- ②掛金納付月数が222か月(18年6か月)までは掛金合計額、223か月(18年7か月)以降は共済金Bの91%相当額となります。

4. 解約手当金

- ①掛金納付月数が12か月以上の場合にお受け取りいただけます。(12か月未満は、掛け捨てとなります。)
- ②解約手当金の額は、掛金納付月数が12か月以上84か月未満までは支給率80%、84か月目から6か月単位で支給率が段階的に増加し、240か月以上246か月未満では支給率100%、以降段階的に増加し、最高で120%となります。

5. 共済金の分割受取り

- ①「分割受取り」ができる方は、共済金の額が300万円(「一括と分割の併用」の場合は330万円)以上で共済事由が生じた時点で満60歳以上の方です。

②共済事由が契約者の死亡による場合は、「分割」及び「一括と分割の併用」は選択できません。

③共済金の受取りは、「10年分割」または「15年分割」から選択できます。なお、受取時期は、2月・5月・8月・11月の3か月ごとに年4回となっています。

6. 基本共済金及び付加共済金

- ①このパンフレットに掲載されている共済金額及び準共済金額は、小規模企業共済法に基づき同法施行令(政令)で定められた「基本共済金」の額です。
- ②「基本共済金」の他に「付加共済金」が算定されている場合は、その額が加算されます。「付加共済金」とは、法令の規定により、毎事業年度の運用収入等に応じて経済産業大臣が定める率により算定されます。「付加共済金」の制度は、平成8年度から導入されておりますが、平成19年度まではゼロとなっています。

7. 「予定利率」の変遷等

- ①「予定利率」は、小規模企業共済法の規定により、金利水準の低下等厳しい資産運用環境下で制度の長期的安定を確保するため、将来の収支見直し等に基づく検討がなされ、これまでに次のとおり変更が行なわれています。

【これまでの変更状況】

平成8年4月～ それまでの「6.6%」から「4.0%」に変更

平成12年4月～ 「4.0%」から「2.5%」に変更

平成16年4月～ 「2.5%」から「1.0%」に変更

また、「予定利率」は、将来、経済情勢や金利水準等が大きく変化した場合に、同様の検討がなされ、今後も変更されることがあります。

②これまでの「予定利率」の変更においては、加入いただいてから「予定利率」が変更されるまでの掛金納付月数に相当する共済金等の額は、変更前の「予定利率」に基づく共済金等の額が保証されています。「予定利率」が変更されるまでの掛金納付月数に相当する期間に遡って変更後の「予定利率」を適用することはされていません。

③平成16年4月の改正においては、資産運用環境の変化に対応した共済制度の運用を図るため、「予定利率」の変更が迅速にできるよう、これまで小規模企業共済法に規定されていた共済金等の額は、同法施行令(政令)で規定されることとなりました。

8. 掛金納付月数の通算

共済金等の請求事由が生じて、特定の要件に該当すれば、共済金等を受け取らずに、所定の手続きをすることによって、それまでの掛金納付月数を通算して共済契約を続けることができます。

制度の詳しい内容については「小規模企業共済制度のしおり」をご覧ください。

なお、資料請求については、下記共済相談室にお問い合わせください。

加入の申込みは?

- 商工会 ■ 商工会議所 ■ 中小企業団体中央会、中小企業の組合
- 青色申告会 ■ 金融機関の本支店 など

詳しいお問い合わせはこちらまで

共済相談室

050-5541-7171

受付時間：平日 9:00～19:00 土曜 10:00～15:00

取扱機関名

TFS総合会計事務所

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-11

TEL 03-3225-6400

FAX 03-3225-6405

共済に関するテレホンサービス

24時間コンピューターが
音声とFAXでお答えします。

■ 東京 ☎ 03-3432-1199

■ 大阪 ☎ 06-6940-3741

中小機構ホームページのご案内

中小企業基盤整備機構のホームページで
共済に関する情報を提供しています。

ぜひご覧ください。 <http://www.smrj.go.jp>

小規模共済

検索

取引先の突然の倒産。そんなときあなたを支える、安心の共済です。

経営セーフティ共済

経営者のみなさん、
もしものときの資金調達も
万全ですか？



中小企業と地域振興をもっとサポート
独立行政法人

中小企業基盤整備機構

〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1虎ノ門37森ビル